○法務省告示第四百三十号

大分県日田市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年十月十五日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、大分県日田市又は大分法務局日田支局に照会すること。

平成二十三年九月十五日

法務大臣　平岡　秀夫

大分県日田郡西有田村大字西有田千三百十一番地　日野　清英

○法務省告示第四百三十一号

佐賀市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十三年九月十五日

法務大臣　平岡　秀夫

佐賀市西与賀町字今津乙四番地　中村　ツ子

○法務省告示第四百三十二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年九月十五日

法務大臣　平岡　秀夫

認証紛争解決事業者の名称

財団法人家電製品協会

変更前の住所

東京都港区愛宕一丁目一番十一号

変更後の住所

東京都千代田区霞が関三丁目七番一号

変更年月日

平成二十三年八月十六日

○法務省告示第四百三十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年九月十五日

法務大臣　平岡　秀夫

氏　名　**赵**　雪岩

生年月日　千九百六十九年七月二日

国　籍　中華人民共和国

○法務省告示第四百三十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年九月十五日

法務大臣　平岡　秀夫

氏　名　ペール・グスタフ・ルーネランド

生年月日　千九百七十九年三月二十九日

国　籍　スウェーデン王国

○農林水産省告示第千七百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県北安曇郡白馬村・小谷村（以上二村について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県木曽郡南木曽町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

南木曽町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐は、択伐による。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡松川町・根羽村（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

松川町・根羽村（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県大町市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大町市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大分県豊後大野市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備